

## 松田町小規模保育所運営事業者募集要項

松田町では、増加する保育需要に対応するとともに、安心して子育てができる環境を整備するため、小規模保育所の運営を行う事業者（以下「事業者」という。）を次のとおり募集します。

### 1 小規模保育所の概要

名 称	松田町小規模保育所 なのはな保育園 (小規模保育事業A型)
所 在 地	足柄上郡松田町松田惣領 1192 番地 5
事業対象年齢 及び定員	0歳児（生後4カ月以上）～2歳児 19名以下（各年齢6名予定）
敷 地	面積 552.97 m <sup>2</sup>
建 物	鉄筋コンクリート造 2階建 （昭和50年築） 延床面積 243.21 m <sup>2</sup> （1階 132.82 m <sup>2</sup> 、2階 110.39 m <sup>2</sup> ） 保育室、職員室など

### 2 開設予定期日

令和4年7月1日

### 3 応募資格

次の条件をすべて満たす事業者であること。

- ア) 神奈川県内に所在地を有する社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人または株式会社であること。
- イ) 児童福祉法第35条第4項の規定により認可された保育所（以下「保育所」という。）または児童福祉法第6条の3第10項に定める小規模保育事業を神奈川県内で安定的に運営しており、今後も継続して運営する事業者であること。
- ウ) 当町で新たに小規模保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。
- エ) 児童の保育に対する熱意と見識、豊かな愛情があり、児童の発達に対する深い理解を有していること。
- オ) 子ども・子育て支援法、児童福祉法及び松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の関係法令に適合し、保育所保育指針を遵守して保育の実施にあたる意思があること。
- カ) 事業者または運営施設について、法令に基づく改善命令、事業停止または業務停止等の処分を受けたことがないこと。
- キ) 町の子育て施策及び保育行政を理解し、これに積極的に協力すること。

ク) 松田町暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 25 日条例第 2 号）に定める内容に抵触しないこと。

#### 4 運営条件

##### (1) 土地・建物等

ア) 土地及び建物並びに備品等は、小規模保育所における保育以外の目的に使用してはならない。

イ) 土地及び建物並びに運営に係る経費、備品等の補充、維持管理に要する費用は、原則として、事業者の負担とする。

ウ) 施設の改修は町が行う。また、修繕は原則として、町と調整のうえで事業者が行うこと。

##### (2) 保育内容

ア) 定員の弾力化を図ること。

イ) 保育時間は、午前 7 時から午後 6 時まで、通常開所時間は午前 7 時から午後 7 時までとすること。

(i) 集団保育が可能な障がい児については、積極的に受け入れること。

(ii) 0 歳児の保育については、生後 4 カ月以上とする。

(iii) 土曜日の保育については、希望者の状況に応じて実施を検討する。

ウ) 休所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、3 日及び 12 月 29 日、30 日、31 日とする。

エ) 給食の提供については、完全給食とするが、小規模保育所内に調理設備を備えていないため、連携施設等からの搬入とする。なお、給食調理業務の委託については、「保育所における調理業務の委託について」（平成 10 年 2 月 18 日付児発第 86 号厚生省児童家庭局長通知）に記載されている留意すべき事項を遵守する場合に限り、外部委託を認めるものとする。

オ) 行事については、保護者と連絡を密にすること。

カ) 地域に開かれた保育施設とすること。

##### (3) 連携施設

利用乳幼児に対する保育の支援及び保育の提供終了後の満 3 歳以上の児童に対して必要な教育または保育が、継続的に提供されるよう連携施設を確保すること。

##### (4) 職員の配置

ア) 入所園児数に応じて、国の基準により職員を配置すること。

イ) 管理者を配置すること。

ウ) 保育従事者全員が保育士であること。ただし、保健師等を 1 名に限り、保育士とみなすことができる。

エ) 保育士のうち、最低 1 名は、5 年以上の保育経験を有する者を配置すること。

##### (5) 入所の手続

小規模保育所の入所決定については、年度当初及び年度途中にかかわらず町が行う。また、入所にあたっては、町と協議し円滑な実施に努めること。

(6) その他

- ア) 保護者会との連絡を密にし、町が保護者へ決定した利用者負担金以外の経済的な負担増などについては、その都度、保護者会と協議を行うこと。
- イ) 事業者は、松田町個人情報保護条例の適用を受けるものであり、職務上知り得た個人情報は、他に漏らしてはならない。

5 事業者の募集及び選定の方法

(1) 応募の方法

運営を希望する事業者は、次に掲げる書類を募集期間中に提出してください。

I 松田町小規模保育所運営事業者募集申込書（様式1）

II 事業者概要に関する調書（様式2）

○添付資料

- ① 登記事項証明書
- ② 法人定款（写）
- ③ 役員名簿、代表者及び実務を担当する幹部職員（管理者）の履歴書
- ④ 過去3年間の法人収支決算書
- ⑤ 納税証明書（法人税、法人住民税、法人事業税、固定資産税、消費税及び地方消費税）

III 既存運営施設の概要に関すること（様式3）

○添付書類

- ① 既存運営施設の概要のわかるもの（パンフレット等）
- ② 既存運営施設の全体的な計画または保育課程
- ③ 既存運営施設の過去2年間の所管官庁監査等結果（写）

IV 小規模保育事業運営に関する提案（様式4）

V 自己資金内訳書（様式5）

○添付書類

- ① 事業者預金残高証明書

(2) 募集要項等の配布

- ア) 配布期間：令和4年4月4日（月）～令和4年4月22日（金）  
午前8時30分～午後5時15分
- イ) 配布場所：①松田町子育て健康課子育て支援係窓口配布（土・日を除く）  
②松田町ホームページからダウンロード

(3) 応募期間・提出先

- ア) 応募期間：令和4年4月20日（水）～令和4年4月26日（火）  
午前8時30分～午後5時15分（土・日を除く）
- イ) 提出先：〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地  
松田町子育て健康課子育て支援係
- ウ) 提出部数：8部（原本1部、副本7部）

※郵送等での提出は受け付けません。

#### (4) 運営事業者の選考及び決定

##### ア) 選考方法

基本的な応募資格及び運営条件の確認を行い、資格・要件を満たす事業者につき、町が設置する選考委員会において、書類審査や必要に応じてヒアリング等を実施したうえで総合的に判断し、町長が選定します。

イ) 選考委員会は、令和4年5月中旬に実施します。

ウ) 選考委員会において、「法人の運営状況」、「小規模保育事業の運営方針」、「保育の提案」、「保育事業の実績」について審査を行います。

エ) 選考結果については、令和4年5月下旬に全応募者に文書で通知します。

#### 6 質疑等

応募に関する質疑は、次のとおり行います。

ア) 質疑応答書に、質疑事項及び事業者名等を記入してください。

イ) 質疑応答はFAXのみで行います。

ウ) 受付期間は、令和4年4月11日(月)から令和4年4月14日(木)まで。

エ) 受付時間は、午前9時から午後5時まで。

オ) 受け付けた質問については、令和4年4月18日(月)に全事業者にFAXで回答します。

カ) FAX送付先：松田町子育て健康課子育て支援係

FAX番号：0465(44)4685

#### 7 その他

(1) 応募に係る一切の費用は、応募者の負担となります。また、提出された書類は返却しません。

(2) 応募を検討されている方の現地確認を実施します。日時については、電話で子育て健康課に連絡をして調整してください。

#### 8 問い合わせ先

松田町子育て健康課子育て支援係

電話：0465(84)5544〔直通〕